

大好評セミナーのテキスト&ライブ音声発売！

国際ライセンス契約実務

～ ケース・スタディから学ぶ、勝つための契約交渉術～

2010年9月に、計3回に亘り開催した「国際ライセンス契約実務セミナー」の内容を収録したテキスト及びライブ音声DVD が皆様の強いご要望にお応えし、ついに発売いたしました！

昨今の企業活動のグローバル化に伴い、外国企業と知的財産に関する契約交渉の機会が益々増加しています。中でもライセンス契約は、長期間に渡り当事者を拘束する上に、将来の不確定要素を多く含み、契約書の交渉とドラフティングの巧拙が将来の企業活動に大きく影響を及ぼします。海外との契約実務を習得するには、単に法律や判例を勉強するだけでは足りず、特有のドラフティングのノウハウ、先を読む力、ビジネスセンスの習得等が必要とされています。

本教材には、日米で豊富なライセンス交渉の経験を有する龍神嘉彦（弁理士・ニューヨーク州弁護士）が、セミナーで伝授した具体的事例に沿って勝つためのライセンス交渉の秘訣を納めています。初心者から中上級者まで、実際の英文ライセンス契約書作成技術と交渉ノウハウを習得できる、極めて実務的な内容となっています！

販売内容及び価格

- 販売価格： 18,900円（税込）
- 教材セット内容：
 - ・ テキスト（3冊）
 - － 第1回から第3回まで、各1冊。
 - － 各回の具体的な内容は次ページをご覧ください。
 - ・ 音声DVD
 - － 2010年9月に開催された、「国際ライセンス契約実務セミナー」の内容を収録・編集したものととなります。
 - － 第1回から第3回まで、各回を解説した音声をMP3形式で収録しています。
 - － DVD媒体でのご提供となります。

【セミナー受講者の声】

〔A氏（化学メーカー知財部）〕

初めて参加しましたが、ケース・スタディや、サンプルの条項を交えた解説でしたので、非常に実践的でした。今回習得した知識は、職場に戻ってすぐに実践したいと思います。

色々なセミナーに参加してきましたが、ここまで詳しく、また実務面ですぐに役立つような知識を講義しているものは初めてです。同僚にも、是非参加して欲しかったです。



〔B氏（電機メーカー法務部）〕

若手の知財部員です。質問できるような知識もなかったのですが、架空の事例に沿って解説をされていたので、初心者の方にもとても分かり易かったです。これまでに様々な社内研修を受けてきましたが、今回のセミナーは専門家の観点から英文ライセンス契約の留意点等を解説して頂いたため、他にはない、とても充実した内容でした。次回開催あれば、ぜひ周りの部員にも参加を勧めたいと思います。



【テキスト目次】

	内容	音声収録時間
第1回	1. ケーススタディ 2. ライセンス契約締結に至るプロセス ・秘密保持契約(NDA) ・Letter of Intent ・Option Agreement ～ コーヒーブレイク：勝つための契約交渉術！～ 3. ライセンス契約書の全体構造 4. ライセンス契約書の基幹条項 その1 (1) 定義 (2) Grant条項 (3) ロイヤルティ (4) 最恵待遇条項 (5) 契約期間 付属資料1：サンプル英文秘密保持契約 付属資料2：Letter of Intent解説 付属資料3：Option Agreement解説 付属資料4：英文ライセンス契約条項サンプル その1	146分
第2回	1. ケーススタディ 2. ライセンス契約書の基幹構造 その2 (6) 技術の開示 (7) ロイヤルティ監査 (8) 改良発明 (9) 技術保証・特許保証 (10) 準拠法・裁判管轄・仲裁 付属資料1：英文ライセンス契約条項サンプル その2 付属資料2：知的財産の利用に関する独禁法	89分
第3回	1. ケーススタディ 2. ライセンス契約と当事者の倒産 3. 共同研究契約の留意点 4. パテントロールから学ぶ特許ライセンス ー 中小企業が知財で儲ける秘訣ー 5. 命運を分けたライセンス契約中の用語(判例紹介) ～ コーヒーブレイク：開発途上国での知財交渉の現場 付属資料1：サンプル英文ライセンス契約 付属資料2：米国ライセンシーの倒産に備えた契約交渉術 付属資料3：特許権の共有に関する主々の実務的問題点 付属資料4：英文判例ーNano-Proprietary Inc v. Canon Inc.	97分

【講師のご紹介】

龍神 嘉彦 龍神国際特許事務所 所長 弁理士・ニューヨーク州弁護士

早稲田大学法学部卒業。味の素(株)特許部にて8年間、バイオ、医薬、化成品関係の技術ライセンスや米国での訴訟業務を担当。1992年弁理士登録。TMI総合法律事務所を経て、1997年より米国サンタクララ大学ロースクールに留学、チザム教授に師事。NEC USA(ニュージャージー州)に入社し、法務・特許全般を担当。ニューヨーク州司法試験合格。2003年帰国、志賀国際特許事務所に入所、経営会議・経営企画本部長歴任。2006年龍神国際特許事務所を開設。多数の技術移転やライセンス交渉に携わる。2009～2010年、経済産業省「知的財産価値及びロイヤルティに関する調査研究会」および「知的資産経営評価融資研究会」委員。

主な論文：

『米国ライセンシーの倒産に備えた契約交渉術』(知財管理 Vol.53 No.10 2003)

『米国子会社の発明を特許化する場合の実務的留意点』(知財管理 Vol.55 No.5 2005)他

テキスト(一例)

ケーススタディ
横浜カレー社 v. Big Apple社 <第一幕>
(1) 背景事情

横浜カレー社

(1) 秘密保持契約

(3) 秘密保持契約に伴うリスクの2面性

(2) Grant 条項

日米のGrant 条項の書き方の違いによるトラブル

「Have Made」権に関する判例 ①

Ethyl Corp. v. Hercules Powder Co.,
232 F. Supp. 453, 459 (D. Del. 1964)

国際ライセンス契約実務セミナー 第1回

ケーススタディ
横浜カレー社 v. Big Apple社 <第二幕>
(1) ネゴシエーションの開始

横浜カレー社とBig Apple社は、秘密保持契約を締結した。

(8) 改良発明の取り扱い

① 定義の明確化

(10) 準拠法・裁判管轄・仲裁

■ 裁判地/仲裁地をどこにするかが最重要!

(9) Warranty - 特許保証 ⑤

5) 保証排除条項 - 大文字記載の謎

NOTHING IN THIS AGREEMENT SHALL BE CONSTRUED OR IMPLIED AS WARRANTY THAT ANY LICENSED PATENT IS VALID OR THAT ANYTHING MADE, USED, OR SOLD OR OTHERWISE DISPOSED OF UNDER ANY LICENSE UNDER THIS AGREEMENT IS OR WILL BE FREE FROM INFRINGEMENT OF PATENTS OF THIRD PARTIES.

国際ライセンス契約実務セミナー 第2回

付属資料 (サンプル英文契約)

NON-DISCLOSURE AGREEMENT

THIS AGREEMENT is made between Yokohama Curry Co., Ltd. ("YOKOHAMA") and Big Apple Co., Inc. ("BIG APPLE").

WHEREAS, YOKOHAMA possesses a variety of "retort pouch" for long-term unrefrigerated life of the retort pouch countries, and possess knowledge, experience and know-how in the field of YOKOHAMA considers it confidential.

WHEREAS, BIG APPLE desires to obtain and YOKOHAMA is willing to grant, a license to such Retort Pouches and sealant technology on the terms and conditions set forth hereunder;

NOW, THEREFORE, in consideration of the premises and the mutual covenants herein contained, the parties hereto agree as follows:

SECTION 1 (DEFINITIONS)

1.1 "Licensed Products" shall mean prepared food products packed in the Retort Pouches to be manufactured by using any of the Know-How or which are covered by any claim of the Patents.

横浜カレー社 v. Big Apple 社

ライセンス契約条項サンプル

1. Definition

In this Agreement, the following have the following meanings:

1.1 "Licensed Products" shall mean prepared food products packed in the Retort Pouches to be manufactured by using any of the Know-How or which are covered by any claim of the Patents.

1.2 "Patents" shall mean those patents which are owned by YOKOHAMA and which are used in the manufacture of the Licensed Products.

1.3 "Know-How" shall mean all technical information, data, documents, and other information, whether written or oral, which is necessary for the manufacture of the Licensed Products.

1.4 "Territory" shall mean the territory in which YOKOHAMA has a principal place of business.

1.5 "Not Sales" shall mean the sale of the Licensed Products in the Territory without the written consent of YOKOHAMA.

1.6 "Affiliates" shall mean any entity that is controlled by, or controls, or is under common control with, YOKOHAMA.

Option Agreement

(1) Option 契約とは

技術ライセンス契約に際し、ライセンスにライセンサーの技術の提供を受けることが一般的である。しかし、ライセンスの期間中に、ライセンスの権利がライセンシーに移転する可能性がある。ライセンスの期間中に、ライセンスの権利がライセンシーに移転する可能性がある。ライセンスの期間中に、ライセンスの権利がライセンシーに移転する可能性がある。

LICENSE AGREEMENT

This Agreement, made and entered into as of the day of 8th day of September, 2010, ("Effective Date") by and between Yokohama Curry Co., Ltd., a corporation duly organized and existing under the laws of Japan and having its principal place of business at 1-2-3, Curry-dori, Aoba-ku, Yokohama, Kanagawa, Japan ("YOKOHAMA"), and Big Apple Co., Inc., a corporation duly organized and existing under the laws of the State of Delaware, USA and having its principal place of business at 1180 Apple Drive, New York, NY 10036, USA ("BIG APPLE").

WITNESSETH:

WHEREAS, YOKOHAMA has long engaged in research and development of a variety of flexible packages in which prepared food is hermetically sealed for long-term unrefrigerated storage ("Retort Pouches") and has developed a special sealant to prolong the shelf life of the retort pouch products for which patent applications have been filed in several countries, and possesses valuable information, software, hardware, equipment, technical knowledge, experience and data relating to the Retort Pouches and sealant that YOKOHAMA considers to be confidential;

NOW, THEREFORE, in consideration of the premises and the mutual covenants herein contained, the parties hereto agree as follows:

■ ご注文方法 ■

- ① 下記の注文書に必要事項を記載し、[03-6809-0375](tel:03-6809-0375) へFAXにてご送付ください。
E-mailでご注文の場合は、下記注文書の内容をメール本文に記載し、info@ryujinpatent.com (担当:渡部) へご送付ください。
- ② 注文書受領後、「ご注文受付確認書」をE-mailにてお送りいたします。
(御請求書発行をご希望された場合は、別途郵送にて御請求書をお送りいたします。)
- ② ご注文受付確認書(または御請求書)には、指定の口座情報を明記しておりますので、確認書(または御請求書)受領後、指定の口座に代金をご入金ください。
※ 払込手数料はご負担下さい。
- ④ 入金確認後、教材をご郵送申し上げます。
※本件についてのお問い合わせ：
龍神国際特許事務所 担当:渡部 (E-mail) info@ryujinpatent.com
(電話番号) 03-5203-1555

教材注文書

「国際ライセンス契約実務」のテキスト及び音声解説DVDを含む、教材の購入を申し込みます。

※上記同意の上、下記フォームをもれなく記載の上、以下宛先までお送りください。

(E-mailでご注文の場合は、下記フォームの内容をメール本文に記載してお送りください。)

龍神国際特許事務所 担当:渡部 FAX: 03-6809-0375 または E-mail: info@ryujinpatent.com

ご氏名	(フリガナ)			
会社名				
部署名				
ご住所	〒			
	TEL		FAX	
教材送付先 ご住所 (上記と異なる場合 ご記入ください)	〒			
	TEL		FAX	
E-mail				
☐ 請求書の発行を希望します (宛名:)				

このフォームに記入頂いた個人情報は、教材販売管理の目的にのみ使用し、ご本人様の同意なく他の目的には一切使用いたしません。